

鹿沼市手数料条例の一部改正について

次のように改める。

令和3年11月24日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市手数料条例の一部を改正する条例

鹿沼市手数料条例(昭和48年鹿沼市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2の53の部中「第5条第1項又は第3項」を「第5条第1項から第5項まで」に改め、同部(1)の款アの項(ア)中「が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限り。イ及び55の項において同じ。)」を「の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項に規定する確認書をいう。イ及び次項において同じ。)若しくは住宅性能評価書(同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。次項において同じ。)又はこれらの写し」に、「18,000円」を「17,000円」に、「35,000円」を「28,000円」に、「57,000円」を「43,000円」に、「100,000円」を「67,000円」に、「177,000円」を「106,000円」に、「306,000円」を「161,000円」に、「563,000円」を「269,000円」に、「790,000円」を「338,000円」に改め、同項(イ)を削り、同項(ウ)中「(ウ)」を「(イ)」に改め、「及び(イ)」を削り、同款イの項(ア)中「が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類」を「の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写し」に、「26,000

円」を「24,000円」に、「49,000円」を「39,000円」に、「80,000円」を「61,000円」に、「141,000円」を「98,000円」に、「247,000円」を「156,000円」に、「428,000円」を「238,000円」に、「787,000円」を「401,000円」に、「1,104,000円」を「504,000円」に改め、同表54の部を削り、同表55の部中

「

長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項又は第3項の規定による申請により認定を受けた者 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」

を「長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」に改め、同部(1)の款アの項及びイの項を次のように改める。

(1) 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
ア 新築の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 当該長期優良住宅建築等計画の変更の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付があった場合	申請1件につき前項第1号ア(ア)に定める金額の2分の1に相当する金額

(イ) (ア)以外の場合	申請 1 件につき前項第 1 号ア(イ)に定める金額の 2 分の 1 に相当する金額
イ ア以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 当該長期優良住宅建築等計画の変更の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写しの添付があった場合	申請 1 件につき前項第 1 号イ(ア)に定める金額の 2 分の 1 に相当する金額
(イ) (ア)以外の場合	申請 1 件につき前項第 1 号イ(イ)に定める金額の 2 分の 1 に相当する金額
(2) 前号の申請に併せて行う法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
ア 床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1、床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前項第 2 号アに定める金額	
イ 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物	申請 1 件につき前項第 2 号イに定める金額

ウ 法第87条の4 に規定する建築設備 が設置される建築物	申請1件につき当該建築 設備の計画を変更した建 築設備にあつては当該変 更に係る1の建築設備ご とに8,000円(小荷物 専用昇降機については、 6,000円)、新たに設 置する建築設備にあつて は前項第2号ウに定める 金額
-------------------------------------	---

別表第2の55の部(2)の款を削り、同部を同表54の部とし、同部の次に次のように加える。

55 長期優良住宅の 普及の促進に関する 法律第18条第1項 の規定による許可	認定長期優良住宅建築等計画に基づ く住宅の容積率に関する特例許可申 請手数料	申請1件につき 160,000 円
--	--	-------------------------

附 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。